

電子計算処理業務要求水準書

一宮市上下水道部

目 次

I	一般事項	1
1	目的	1
2	執行場所	1
3	電子計算処理システムの稼働時間	1
4	電子計算処理スケジュール	1
5	セキュリティ対策	1
6	履行義務	1
7	物件撤去に要する経費負担	1
II	電算業務の内容	2
1	電算業務の概要	2
2	個別業務に関する事項	2
3	帳票及び資料の作成	3
4	その他の事項	4
III	電算システムの構築	4
1	電算システム構築責任者	4
2	電算システム構築作業計画書	4
3	電算システム構築期間	4
4	電算システム仕様書等	4
5	データの移行	4
6	電算システム設置工事	5
7	電算システム要求項目	5
8	電算システムの障害時対応	7
9	個別業務要求項目	7
10	H T等要求項目	1 2
IV	その他	1 2
1	進捗管理及び報告	1 2
2	支援業務	1 2
3	検収及び成果物	1 3
4	その他業務実施に係る要件	1 3
5	協議事項	1 4

I 一般事項

1 目的

本水準書は、一宮市水道事業等管理者（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する一宮市水道料金徴収等業務委託（以下「業務委託」という。）の電子計算処理業務（以下「電算業務」という。）について、必要な事項を定める。

2 執行場所

電算業務は、原則として情報セキュリティ対策(24 時間 365 日監視体制)及び災害対策を講じたデータセンター等で行わなければならない。

3 電子計算処理システムの稼働時間

電子計算処理システム（以下「電算システム」という。）は、オンライン運用とし、保守等でやむを得ないときを除き、原則として、24 時間 365 日の稼働が可能なものとする。

4 電子計算処理スケジュール

電算業務の実施にあたっては、毎月、電子計算処理スケジュール（以下「スケジュール」という。）を作成し、甲が指定する期日までに提出するものとする。

5 セキュリティ対策

- (1) ネットワークは、外部アクセス対策及びウィルス対策を十分に講じるとともに、ネットワーク内の通信データ及びハンディターミナル等（以下「HT等」という。）データについては暗号化などセキュリティ対策を講じ、万全を期するものとする。
- (2) 乙は、情報セキュリティ実施手順書を作成し、甲に提出するものとする。また、実施手順が遵守されるよう業務従事者に対し、十分な研修を実施するものとする。
- (3) 乙は、業務従事者によるハッキング等の違法行為がないよう管理監督を徹底するものとする。
- (4) 乙は、運用管理ソフトウェア（QND の機能と同等以上の機能を有するもの）を導入し、外部媒体の利用制限等を実施するものとする。
- (5) 乙は、電算業務に使用した機器等のうち、機器の廃棄、故障等により情報を記録した磁気記録装置、記録媒体等を破棄する場合は、確実にデータを消去し、又情報が復元できないよう物理的破壊を行い、甲へ処理方法等が分かる資料を添付して報告する、若しくは甲が当該措置を完了まで立会いを行うなど確実な履行を担保しなければならない。契約期間後においても、同様とする。

6 履行義務

- (1) 乙は、自己の責任と負担により、業務委託に係るHT等及び電算システムを用意し、システム構築、運用管理、運用要員の確保及び研修等、並びに甲に対する説明及び研修等を行い、業務委託の円滑な履行のために遺漏のないよう努めなければならない。
- (2) 乙は、本水準書に明示されていない事項でも業務の性質上必要なものは、自らの責任と負担で履行しなければならない。

7 物件撤去に要する経費負担

業務委託の契約期間が終了した後に甲と乙の間で契約が更新されなかったとき、又は業務委託の契約が解除されたときは、物件の撤去に要する経費は、すべて乙の負担とする。

II 電算業務の内容

1 電算業務の概要

- (1) 電算システム構築業務
 - ① システム設計
 - ② システム開発及び改造
 - ③ ネットワーク設計及び環境設定
 - ④ システム検証(テスト稼働)
 - ⑤ システム仕様書及び資料の作成並びに提出
- (2) 電算システム維持管理業務
 - ① 電算システムの維持管理
 - ② ネットワークの維持管理
 - ③ ウィルス対策の実施
 - ④ システム・ログの取得及び検査
 - ⑤ システム障害への対応(復旧作業)
- (3) バッチ等処理業務
 - ① スケジュールの作成及び提出
 - ② 日次、月次及び年次の処理
 - ③ 大量印刷処理及び圧着・封入等の加工処理
 - ④ 日次、月次及び年次の集計表及び報告書等の作成
 - ⑤ 成果品の確認作業
- (4) システムデータ及び帳票管理業務
 - ① システムデータ等の管理
 - ② 帳票の発注、保管及び管理
 - ③ システムデータのバックアップ作業並びに保管及び管理
- (5) 支援業務
 - ① 電算システム操作説明書類等の作成及び提出
 - ② 業務に係るQ&A対応
 - ③ 甲に対する電算システム操作研修の実施
 - ④ 業務改善等の提案

2 個別業務に関する事項

- (1) 検針業務に関する電算処理
 - ① 検針予定データの作成は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ② HT等で実施した検針済データの回収は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ③ 水道スマートメーター実証実験におけるデータ連携は、検証対象データにおいてスケジュールに基づき処理するものとする。ただし、データ連携を必要としない場合は、この限りではない。
- (2) 調定請求業務に関する電算処理
 - ① 仮調定(締め処理前)は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ② 本調定は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ③ 納入通知書の出力及び圧着加工は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ④ 金融機関への口座振替データの作成は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ⑤ クレジットカード決済収納代行業者へのクレジットカード決済(継続払い)のデータの作成は、スケジュールに基づき処理するものとする。
- (3) 収納業務に関する電算処理
 - ① コンビニエンスストア等収納の速報データは、毎営業日処理するものとする。
 - ② コンビニエンスストア等収納の確報データは、スケジュールに基づき処理するものとする。

-
- ③ 入金処理は、その都度処理するものとする。
 - ④ 口座振替は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ⑤ 振替処理は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ⑥ クレジットカード決済（継続払い）は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ⑦ 入金日計・収納状況集計処理は、毎営業日処理するものとする。
- (4) 滞納整理業務に関する電算処理
 - ① 督促状、特別催告書、催告兼給水停止予告通知書の出力及び圧着加工は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ② 給水停止処理は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - (5) 精算業務に関する電算処理
 - ① 精算検針予定データの作成は、その都度、事前に処理するものとする。
 - ② 精算検針済データの回収は、その都度、速やかに処理するものとする。
 - ③ 精算に伴う納入通知書の出力及び圧着加工は、その都度処理するものとする。
 - ④ 精算に伴う口座振替データの作成は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - (6) 受付業務に関する電算処理
 - ① 受付業務に関するシステムデータ等の更新及びチェックは、その都度処理するものとする。
 - ② 受付業務の内、給排水設備課内で行うメーター入出庫予約業務に関して共有フォルダを使用して移行作業を行う。
 - (7) 地下水等関連業務に関する電算処理
 - ① 井水等認定使用水量及び汚水排除量の入力は、その都度処理するものとする。
 - (8) メーター取替業務に関する電算処理
 - ① メーター取替伝票の入力は、その都度処理するものとする。
 - ② 取替対象メーターのデータについての情報入力は、エクセル・CSV又はOCR等を取り込み、及び画面上の入力処理による更新が各々可能であるものとする。
 - ③ 検定期間満了に伴う取替対象メーター抽出及びお知らせハガキの出力は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ④ 検定期間満了に伴うメーター取替後データの更新及びチェックは、その都度処理するものとする。
 - (9) メーター入出庫業務に関する電算処理
 - ① メーター入出庫伝票の入力は、その都度処理するものとする。
 - ② メーター入出庫に関するデータの更新及びチェックは、その都度処理するものとする。
 - ③ 入庫及び出庫メーターとシステムデータとのチェックは、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - (10) 不納欠損準備業務に関する電算処理
 - ① 不納欠損処理は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ② 債権種別処理は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - (11) 統計業務に関する電算処理
 - ① 月次統計処理は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ② 年次統計処理は、スケジュールに基づき処理するものとする。
 - ③ 随時統計処理は、甲の指示に基づき処理するものとする。
 - (12) その他
 - ① 上記各号に附帯する電算処理を行うこととする。
- 3 帳票及び資料の作成
- 前項の電算業務にあたり次に掲げる業務に付随する帳票及び資料を作成するものとする。帳票は必要に応じて裁断・圧着・封入等の加工を施すこととする。

-
- (1) 受付業務
 - (2) 検針業務
 - (3) 開栓・閉栓業務
 - (4) 調定・収納業務
 - (5) 水道新設・水道改造・下水開始等台帳登録業務
 - (6) 検定満了メーター取替業務
 - (7) メーター入出庫及び保管業務
 - (8) 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱業務
 - (9) 滞納整理業務
 - (10) 統計業務
 - (11) 不納欠損準備業務
 - (12) その他、業務に必要とする帳票及び資料

4 その他の事項

- (1) 電算システム及び機器等について知識を有する主任技術者を選定し、システム等のQ & Aに対応するとともに、緊急を要するシステム機能追加作業等に支障がないように準備するものとする。
- (2) バックアップデータの保管先は、自然災害を被る可能性が低い地域とし、甲に文書により報告することとする。

Ⅲ 電算システムの構築

1 電算システム構築責任者

乙は、業務着手前に電算システム構築責任者を選任し、あらかじめ甲に届け出なければならぬ。また、電算システム構築責任者は、電算システム構築の十分な実務経験を有するものとする。

2 電算システム構築作業計画書

- (1) 乙は、電算システムを構築するにあたり、電算システム構築作業計画書（以下「作業計画書」という。）を作成し、甲の承認を受けるものとする。
- (2) 作業計画書については、業務委託の目的が達成できるよう本水準書に記載のない事項についても想定し、綿密に作成するものとする。

3 電算システム構築期間

- (1) 電算システムは、令和8年4月1日に本稼働できるよう構築を完了していること。
- (2) 電算システムは、本稼働の前2か月以上をテスト稼働期間とするものとする。なお、テスト稼働を行う作業場所等については、作業計画書に基づき甲と乙が協議の上、決定するものとする。

4 電算システム仕様書等

電算システムの仕様書、操作説明書類等を作成し、甲へ提出するものとする。また、これらの書類については、電算システム稼働後も常に最新の状態に整備し、変更があったときは、速やかに甲に提出するものとする。

5 データの移行

- (1) 甲の現行の電算システムのデータを漏れなく移行し、電算システムの移行後に業務委託及び使用者等に支障が生じないようにするものとする。契約解除時も、同様とする。
- (1-2) 現行の電算システムからのデータ移出は本業務に含まないものとし、これに係る仕様等は協議の上、別途作成する。これに係る費用は、Ⅳ-2-(3)にあるとおりとする。
- (1-3) 現行の電算システムから提供されるデータは、汎用型データとして次期電算システム

開発業者へ令和7年10月以降に提供するものとする。契約解除時は、甲が指定する日までに提供する。

(1-4) 次期電算システム開発事業者は、次期電算システムに搭載可能となるよう、必要に応じて変換処理を行うものとする。なお、次期電算システムへのデータ移入において、現行の電算システムから提供されたデータが仕様のとおりとなっているか进行检查し、次期電算システムで不具合を起こすデータについてはその修正を行うものとする。

(2) データの移行にあたり、外字（1880字）については全て移行対応することとする。

(3) データの移行にあたっては、データ変換等について、甲と乙が協議の上、行うこととし、乙は、十分にテストを行うものとする。

6 電算システム設置工事

本システムの構築に当たっては、システム稼働に必要な搬入、据付、調整及び申請手続き等の作業一切並びに電源工事、回線工事及び設定工事等の工事一切を含むものとする。

7 電算システム要求項目

(1) 電算システム構築の基本的考え方

- ① 電算システム構築にあたっては、ハードウェア及びソフトウェアがともに複雑になることを避け、シンプルな構造とする。
- ② 電算システムダウンやデータ消失等のトラブルを未然に回避できる電算システムとする。
- ③ 将来の給水人口の増加、法令の改正、制度の新設及び見直し等に伴う電算システムの拡張、改造等に対応できるよう拡張性、柔軟性を有したシステム構築に努める。
- ④ 年号については、西暦表示とする。但し、業務の効率性等から和暦表示が望ましいと甲、乙協議の上、判断するものについては和暦表示とする。
- ⑤ 現行の電算システムで稼働している機能は、すべて実現することとする。但し、甲が認めればこの限りではない。
- ⑥ 帳票は、現行の電算システムで出力している様式、出力形態で出力するものとする。但し、甲が認めればこの限りではない。

(2) 基本事項

- ① 電算システムのアプリケーション及びデータは、サーバで集中管理させ、端末機には、アプリケーション及びデータを常駐させない構成とする。
- ② 電算システムは、水栓情報をもとに検針情報、認定情報、収納情報、未収金情報等を一元管理できるものとし、次に掲げる事項に対応することとする。また、水道事業、下水道事業（一般区域及び特定区域）のそれぞれの業務特性及び法令等に配慮し、各々の特性を十分に勘案したものとする。
 - ア 水道料金、一般区域公共下水道使用料及び特定区域公共下水道使用料（以下、「水道料金等」という。）に対応していること。
 - イ 特定区域公共下水道の事業用は隔月検針又は毎月検針に対応していること。
 - ウ コンビニエンスストア等収納(GS1-128)に対応していること。また、コンビニエンスストア等収納代行業者について定期的を選定を行えるようなインターフェースを有していること。
 - エ システムを円滑に運営するうえで、最良なOS（オペレーティング・システム）及びデータベースで動作すること。
 - オ 端末機は、インターネット接続（閲覧、メール送受信）ができない仕様とし、業務上インターネット接続が必要な場合は、別のパソコンを用意し、そのパソコンは、業務端末機と同一LAN上に構築をしないこと。
 - カ 甲の職員及び業務従事者単位で使用制限を設定することができること。
 - キ 変更履歴について、その処理内容、処理日及び処理者を端末上で確認することができること。
 - ク 操作画面は、GUI（グラフィック・ユーザー・インターフェース）メニュー選択等

- の採用により、簡単に操作でき、初心者でも短期研修で操作することができること。
- ケ 乙は、業務委託に関連するパッケージソフトウェアをベースとして構築を行うこと。
- コ 乙は、委託業務に関連する帳票を有するときは、甲と乙が協議の上、その帳票をベースとしても差し支えないこととする。但し、一宮市水道事業給水条例施行規程等に定められている様式は除くものとする。
- サ 甲の現行の電算システムで作成された納入通知書のOCR消し込み処理が行えること。
- シ 甲が管理する他システムとデータ連携が行えること。
- ス 画面のハードコピーが容易に出力可能なこと。
- セ EUCツールを用いて容易に任意のデータ抽出を行えること。

(3) ハードウェア

① サーバ等

- ア 業務に係るデータについて、調定情報、収納情報及び検針情報は本稼働年度を含めて10年度分以上(但し、完納となっていない情報については全て)を、その他の情報は全ての年度分を管理でき、業務全体にわたり、安全かつ安定的に処理できること。但し、情報量の増大によりサーバにかなりの負荷を与える場合は、甲、乙協議の上、一定の情報について別の手段により管理することができるものとする。これに係る費用は、すべて乙が負担するものとする。
- イ サーバは、ハードディスクの二重化を行うこと。
- ウ サーバのハードウェア障害に迅速に対応するため、予備のサーバ(バックアップサーバ)等を用意すること。
- エ 無停電電源装置及びバックアップ装置を用意すること。
- オ 障害対応用の監視用端末機を用意すること。
- カ テスト機及び代替機を常時設置すること。また、テスト機での操作が本番系へ影響を与えないように配慮すること。
- キ OCR装置(大量読取用)、印刷装置、メールシーラー及び裁断機など業務遂行に必要な機器を用意すること。

② 端末機及びプリンタ

- ア 乙の使用する端末機(マウス等附属品も含む)及びプリンタは、委託業務を円滑に履行するために必要十分な台数を必要な場所に配置するものとする。
- イ 甲の職員が使用する端末機及びプリンタの配置場所並びに台数は、次のとおりとする。

部署名	配置場所	台数(台)	
		端末機	プリンタ
営業課	本庁舎10階	6	2
上水道整備課		1	—
給排水設備課		2	1
管路保全課	管路保全課庁舎2階	1	1
	管路保全課庁舎3階	3	—
尾西事務所窓口課	尾西庁舎1階	1	1
木曽川事務所総務窓口課	木曽川庁舎1階	1	1

- ウ 端末に関しては、業務に必要な他システム及びソフトウェアをインストールする場合は、甲の許可を受けるものとする。

③ HT等

- ア 乙の使用するHT等は、委託業務に必要な十分な台数を用意することとする。なお、現行は80台使用している。

④ その他

- ア 必要な機器(ルータ等)及び配線(ランケーブル等)を用意することとする。

.....

イ アの他、各配置場所で設置に必要なものがあれば準備するものとする。

(4) ソフトウェア

- ① 電算システムの稼働に必要なソフトウェアについて、そのインストール作業等を行うものとする。
- ② 端末に導入するOAソフト(ワープロ、表計算等)がある場合には、そのインストール作業を業務の範囲とする。

(5) 通信回線

- ① データセンター等を市役所本庁舎サーバ室外に設ける場合は、市役所本庁舎(上下水道部)との接続回線は専用回線で行うものとする。
- ② 回線は、電算システムが最適に稼働できる通信速度を確保することとする。

8 電算システムの障害時対応

- (1) 乙が開発・納入したシステムの障害については、ハード・ソフトウェアを問わず、甲との連絡窓口は一本化し、障害箇所の切り分け、影響範囲調査、即時対応、根本対応を速やかに行うものとする。
- (2) ハードウェア障害復旧後に各種ソフトウェアやデータ復旧作業を行うものとする。
- (3) 障害対応の内容・状況について、随時、甲に報告・協議を行うこととする。

9 個別業務要求項目

A 検針業務に関する事項

(1) 検針処理

- ① 検針データを容易に作成することができること。
- ② HTへのデータ転送及び受信が容易にできること。
- ③ HTから検針済データが受信できること。
- ④ 検針結果の一覧表、異常水量の一覧表等の帳票出力ができること。
- ⑤ 検針データの訂正及び料金更正ができること。
- ⑥ 別途送付用使用水量等のお知らせハガキが出力できること。
- ⑦ オンライン端末機からも使用水量等のお知らせ票等が出力できること。
- ⑧ 検針員及び検針地区に係るデータを容易に管理できること。
- ⑨ 検針員、検針地区及び口径ごとに、予定検針件数及び実施の検針件数が集計できること。
- ⑩ オンライン端末機からも検針データの作成や修正ができること。
- ⑪ 毎月検針毎月請求、及び隔月検針隔月請求に対応していること。
- ⑫ 下水道認定水量やクーリングタワーなど、上水量の加減算による下水量の算出に対応していること。
- ⑬ 使用期間に応じて、0.5 か月刻みで料金を算定できること。
- ⑭ 将来の料金改定を考慮し、水道料金や下水道使用料の料金体系及び消費税率はマスター等で容易に変更でき、かつ、過去の履歴も保持できる様に設定しておくこと。
- ⑮ HTのデータはネットワーク経由でサーバに取り込めることとし、不要なデータをクライアント端末などに残さないこと。
- ⑯ 甲が水道スマートメーター実証実験を行った場合、検証対象者におけるデータは、電算システムとの管理、連携や検証比較ができる帳票が出力できること。ただし、データ連携まで必要としない場合は、この限りではない。

B 調定請求業務に関する事項

(1) 調定処理

- ① 納入通知書の出力(大量印刷、単票印刷)ができること。
- ② 納入通知書が、送付先単位でも出力できること。
- ③ 納入通知書の発行及び再発行ができ、発行日・発行者・納入期限の履歴管理ができる

こと。

- ④ 口座振替依頼データの作成、取扱金融機関への受け渡しができること。
- ⑤ クレジットカード決済（継続払い）のデータの作成、クレジットカード決済収納代行業者への受け渡しができること。なお、クレジットカード決済（継続払い）の対象範囲を決めるために調定金額の上限設定ができるものとする。
- ⑥ 調定更正が、現年度及び過年度でできること。
- ⑦ 使用水量等の認定処理ができること。
- ⑧ 調定金額の更正処理ができること。
- ⑨ 使用水量等の認定一覧表が作成できること。
- ⑩ 使用者情報処理は、全ての項目修正ができること。
- ⑪ 調定一覧表及び認定一覧表が作成できること。
- ⑫ 納入通知書等が発送保留できること。
- ⑬ 用途別の水量一覧表が作成できること。

C 収納業務に関する事項

(1) 収納消し込み処理

- ① コンビニエンスストア等収納データの消し込み処理ができること。
- ② 二重消し込み及び調定額を超える消し込み額については、過誤納処理を同時に行えること。
- ③ 取扱金融機関収納データ、クレジットカード決済（継続払い）収納データの消し込み処理ができること。
- ④ 料金システムへ直接入金消し込み処理ができること。
- ⑤ 消し込み後、上下水道財務会計システム入力用の帳票及びデータを作成できること。
- ⑥ OCRでの消し込み処理ができること。
- ⑦ 収納に関する帳票等が出力できること。
- ⑧ コンビニ等からの速報データを受信後、結果が仮消込として即時に反映され、二重請求を防ぐ仕組みがあること。
- ⑨ 二重納付による過誤納の場合は消込処理のエラー扱いとなり、消込みされないこと。

(2) 過誤納処理

- ① 還付及び充当処理が画面で入力でき、当該通知書等が出力できること。
- ② 還付及び充当情報（発生日、対象金額、連絡日等）が画面で照会できること。
- ③ 還付及び充当した件数及び金額が管理できること。
- ④ 未還付分の時効処理が水道、下水道を分けて管理できること。

(3) 口座振替処理

- ① 口座振替データの受け渡しができること。
- ② 再振替ができること。
- ③ 口座振替（登録、停止、振替済、振替不能、再振替等）についての通知書等及び帳票が出力できること。
- ④ 処理件数等の帳票出力ができること。
- ⑤ 口座情報の登録、異動、停止ができること。
- ⑥ 口座振替の依頼返却ができること。
- ⑦ 口座振替不能分の納入通知書を作成できること。
- ⑧ 口座振替分の領収書の代わりに振替済通知書が発行できること。

(4) クレジットカード決済（継続払い）処理

- ① クレジットカード決済（継続払い）データの受け渡しができること。
- ② クレジットカード決済（継続払い）（登録、停止、収納済等）についての帳票が出力できること。
- ③ 処理件数等の帳票出力ができること。
- ④ クレジットカード決済（継続払い）の登録、異動、停止ができること。
- ⑤ クレジットカード決済（継続払い）不能分の納入通知書を作成できること。

- ⑥ クレジットカード決済（継続払い）分の領収書の代わりにお知らせ文等を載せたものが発行できること。

(5) 分納処理

- ① 分納の納入通知書が出力できること。
- ② 分納情報が画面で照会できること。
- ③ 処理件数等の帳票出力ができること。

D 滞納整理業務に関する事項

(1) 督促等処理

- ① 督促状、特別催告書、催告兼給水停止予告通知書の出力ができること。
- ② 発行履歴が管理でき、画面で照会できること。
- ③ 発行件数等の帳票出力ができること。

(2) 給水停止処理

- ① 給水停止決定通知書及び給水停止通知書の一括出力ができること。
- ② 月例処理以外でも給水停止決定通知書及び給水停止通知書が随時発行できること。
- ③ 発行履歴が 管理でき、画面で照会できること。
- ④ 発行件数等の帳票出力ができること。

(3) 滞納管理処理

- ① 滞納整理対象者一覧等の参照及び帳票の作成ができること。
- ② 支払督促等に関する手続き全般の管理及び出力ができること。
- ③ 停水解除者の管理及び出力ができること。
- ④ 滞納整理の訪問記録や交渉記録(分納状況も含む)を登録、照会並びに出力できること。
- ⑤ 日付別で管理し、一覧等、帳票の出力ができること。
- ⑥ 居所不明、破産宣告などで徴収不可の者に対し催告停止が入力できること。
- ⑦ 水道料金等ごとにそれぞれ個別に時効管理ができること。
- ⑧ 債権放棄に関する手続き全般の管理及び出力ができること。

(4) 債権種別管理処理

- ① 滞納額が発生したときは、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権の別を個別に管理し、必要に応じて帳票の出力ができること。
- ② 債権種別は、一括修正、個別修正ができること。

E 精算業務に関する事項

(1) 精算処理

- ① 日付別で管理し、一覧等、帳票の出力ができること。
- ② 精算処理は、他業務の関連処理と同様とする。

F 受付業務に関する事項

(1) 開栓処理

- ① 新規の登録ができること。また、修正・訂正もできること。
- ② 電話等での開栓受付が、画面を見ながら容易にできること。
- ③ 開栓予約等の予約管理及び帳票出力ができること。
- ④ 件数等の集計表が作成できること。

(2) 閉栓処理

- ① 閉栓理由、納付区分、転居先等の情報入力ができること。
- ② 電話等での閉栓受付が、画面を見ながら容易にできること。
- ③ 閉栓予約等の予約管理及び帳票出力ができること。
- ④ 件数等の集計表が作成できること。

(3) 再開栓処理

- ① 再開栓に必要な水栓情報を、旧使用者等から新使用者等に引き継ぎができること。

- ② 電話等での再開栓受付が、画面を見ながら容易にできること。
- ③ 再開栓予約等の予約管理及び帳票出力ができること。
- ④ 件数等の集計表が作成できること。

(4) 検索処理

- ① 複数検索条件の指定で絞り込みができること。
- ② 調定情報は、過去 10 年間分及び時効中断分が確認できること。
- ③ 収納情報は、過去 10 年間分及び時効中断分が確認できること。
- ④ 過誤納は、還付情報及び充当情報が詳細に確認できること。
- ⑤ 使用者情報等の展開が、速やかにできること。

(5) 異動処理

- ① 異動処理を行うための専用画面が用意されていること。
- ② 異動前の情報が画面等で確認できること。
- ③ 水栓、使用者情報等を変更できること。
- ④ 異動処理の修正・取消ができること。

(6) 納入通知書発行処理

- ① 端末機で納入通知書等が容易に出力できること。
- ② 発行件数等の帳票作成ができること。

(7) 給排水設備課メーター入出庫予約処理

- ① 市とお客さまセンターをつなぐ共有フォルダを作成し、容易にデータの移行作業ができること。

G 地下水等に関する事項

(1) 下水道処理

- ① 下水道情報の異動処理ができること。
- ② 水道使用量と汚水排除量が個別のデータとして管理できること。
- ③ 下水道単独使用者等についても、異動処理及び使用料計算ができること。

H 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱（以下「特別取扱」という。）業務に関する事項

(1) 特別取扱の処理

- ① 親メーターのお客さま番号をキーに親メーターと子メーターの一連管理ができるようにすること。
- ② 中高層住宅の情報の検索・登録・特記・契約内容が入力できること。
- ③ アパート毎に一括でメーター取替入力ができること。
- ④ 子メーター取替時に共通する内容(検満年月、取替年月日、取替業者名)を繰り返し入力せずに作成できること。
- ⑤ 子メーター情報・お客さま番号の設定作業が円滑にできること。
- ⑥ アパートの設置場所や管理人の電話番号などの情報変更や特記入力などの全戸共通となる情報について、一括入力が可能であること。また、大家の情報と管理会社の情報をそれぞれ入力可能なこと。
- ⑦ 中高層住宅の状況別の一覧・集計を容易に出力できること。
- ⑧ 親・子メーター水量差が画面上で表示でき、一覧表が随時に出力できること。

I メーター取替業務に関する事項

(1) メーター取替処理

- ① メーター情報の異動・修正処理ができること。
- ② 任意の箇所のメーター取替伝票の印刷が随時にできること。
- ③ 任意の箇所のメーター取替お知らせハガキの印刷が随時にできること。
- ④ 任意の箇所のメーター取替対象者リストの印刷とデータによる出力が可能であること。
- ⑤ 任意の年次の検針地区ごとの対象件数の出力が可能であること。

- ⑥ 任意の年次の任意口径での対象件数と取替状況、開閉状況に関して、集計が可能であること。
- ⑦ 取替メーターのデータ更新時に前回水量等から異常水量をチェックすること。
- ⑧ メーター情報は、過去のメーター取替情報も全件管理でき、画面に表示できること。

J メーターの入出庫に関する事項

(1) メーターの入出庫処理

- ① メーターの入出庫情報が容易に入力できること。
- ② メーターの新規購入・改造、口径、及び種類等仕訳管理が必要に応じて容易に設定、入力できること。
- ③ メーターの入出庫情報の異動・修更正処理ができること。また、その履歴が確認できること。
- ④ メーターの出庫先情報が必要に応じて入力できること。
- ⑤ メーターの計画取替など一度に一定の入出庫情報を入力する場合、一括処理でシステムに取り込むことができること。
- ⑥ 日次、月次、年次で入出庫処理の集計結果が、印刷又はデータ出力ができること。
- ⑦ 随時、必要な情報を任意に選択し、印刷又はデータ出力ができること。
- ⑧ 棚卸資産確認に必要なリストの印刷とデータによる出力が可能であること。

K 不納欠損準備業務に関する事項

(1) 不納欠損処理

- ① 水道料金等ごとに不納欠損処理ができ、債権放棄に関する手続き全般の管理機能と連動していること。
- ② 欠損予定、欠損確定者の一覧を年及び調定月等の範囲指定で出力できること。
- ③ 各種一覧等を作成するとき、債権種別の項目を追加して出力できること。

L 統計業務に関する事項

(1) 統計処理

- ① 各種統計資料を作成できること。
- ② 統計データをCSV形式などにより随時出力できること。
- ③ 料金改定に必要な調定ごとの水道料金、下水道使用料を水量帯で確認できる資料を作成し、CSV形式などにより随時出力できること。

M 下水道統計業務に関する事項

(1) 統計処理

- ① 処理区ごとの排水量の統計資料を作成できること。
※処理区の区分はコードから判断可能
- ② 業種別、水量範囲別等の排水量の統計資料を作成できること。
- ③ 各統計データをCSV形式などにより随時出力できること。

N 他システム連携

- (1) 甲が所有する上下水道台帳管理システムへデータで提供できるようにする。データ連携タイミングについては随時での連携を想定している。(但し、即時連携は求めない)なお、連携データのインターフェースについては柔軟な対応が可能であることとする。
- (2) 甲が所有する上下水道財務会計システムへ媒体により調定・収納等のデータが提供できるようにする。また、下水道使用料については、一般区域公共下水道使用料及び特定区域公共下水道使用料と分けて提供できるものとする。

O その他

(1) その他機能

- ① 水道料金等納付証明書及び水道料金使用証明書の作成ができること。

- ② 使用者等の特記事項を登録及び照会できること。
- ③ 通常の帳票及び一覧以外も容易にデータを取り出し、表計算ソフト等で加工ができること。
- ④ 料金改定等に伴うマスターデータ変更や改定シミュレーション等ができること。
- ⑤ 金融機関の合併等による使用者情報の変更用データの作成及び更新ができること。
- ⑥ 町名、地番変更等に伴う水栓所在地等住所の変更用データの作成及び更新ができること。
- ⑦ データを日々バックアップでき、故障時にはリロードして運用できること。
- ⑧ 電算システムにログインした状態を放置して一定時間が経過した場合、再度の電算システム利用に暗証番号の入力を求めるような不正利用を防ぐ機能があること。
- ⑨ 電算システムの機能で検索した結果は、CSV形式などで保存可能であること。

(2) 電算システムの拡張性

- ① 保守、修正、機能追加等が容易にできる工夫が施されていること。
- ② 甲が指定する帳票、各種統計資料等の作成及び変更等、プログラム改造等を随時行える体制を保持すること。

10 HT等要求項目

- (1) 電算システムとのデータの送受信が容易にできることとする。
- (2) 第三者が照会及び改ざんできないように、データは全て暗号化されているものとする。
- (3) 特定の使用者等を検針地区、水栓番号、メーター番号等の複数の方法により検索が可能であることとする。
- (4) 使用水量等のお知らせ票に、口座振替済領収書に代わるお知らせの出力が可能であることとする。また、クレジットカード決済（継続払い）においても同様なことが可能であることとする。
- (5) 使用水量等のお知らせ票に、使用者等への通知等を自由に打ち出すことができるようにする。
- (6) 検針データの作成及び検針済データの吸い上げについては、複数かつ同時に実行できるようにする。
- (7) HT等の機能については、仕様書等に定めた業務を漏れなく、かつ滞りなく処理できることを基本とし、甲と乙が協議の上、詳細な仕様を作成し、開発を行うものとする。
- (8) HTには、誤検針や不正検針（日付、時計等変更、連続認定など）を防止する機能を有するものとする。

IV その他

1 進捗管理及び報告

システム構築の進捗管理は、乙の責任において行うものとし、本稼働までの間、業務を遂行するうえで必要な会議体を設定し、適切な頻度で開催することとする。会議体の議事進行や資料作成については、乙が行うとともに議事録や懸案事項管理表（設計及び開発工程を進めるうえで懸案となった事項をまとめ、必ず議事録とリンクさせるものとする。）の作成を行う。なお、議事録及び懸案事項管理表については会議及び打ち合わせ等の終了後、甲の指定する期日までに必ず提出するものとする。

2 支援業務

システム導入及び稼働に伴う支援業務として、次の業務を実施することとする。

- (1) 機能検証及びデータ検証に係る支援業務。
- (2) 稼働に伴うシステム通用支援業務。

(3) システム稼働終了時における次期システム移行用データの抽出及び次期システム構築業者との2～3回程度の打合せの出席については、乙の費用で行う。

(4) その他システムの導入に関する業務。

3 検収及び成果物

(1) 検収

甲が承認したテスト計画書に基づく合格結果及び成果物の納入をもって検収とする。

(2) 納入期限

納入期限については、甲と乙とが協議し、スケジュール等の調整をする。

(3) 成果物

以下のものを収めるものとする。

成果物	品名及び数量等	納入期限
電子計算処理システム	ソースプログラム及びロードモジュール等 (カスタマイズ分)各一式	令和7年10月31日スケジュール等の調整に従い、必要となるものを順次納めること。
実施計画書	製本 2部(正・副)	契約後10営業日以内
基本設計書	製本 2部(正・副)及び CD-R 2部(正・副)	スケジュール等の調整に従い、必要となるものを順次納めること。
詳細設計書	製本 2部(正・副)及び CD-R 2部(正・副)	
テスト計画書	製本 2部(正・副)及び CD-R 2部(正・副)	
テスト結果報告書	製本 2部(正・副)及び CD-R 2部(正・副)	
運用手引書	製本 5部及び CD-R 2部	
操作手引書	製本 5部及び CD-R 2部	
業務手引書	製本 5部及び CD-R 2部	
議事録及び懸案事項管理表 (まとめたもの)	製本 2部(正・副)	
その他資料	製本 2部(正・副)	

※製本についてはA4ファイルにとして納品すること(A3についてはA4に調整し綴じ込むこと)。CD-Rには成果物の電子データを納めること。電子データは、Microsoft社製のWord、Excel、PowerPoint(其々バージョン2019で利用できるもの)で作成すること。

(4) 納入場所

甲が指定する場所へ納品することとする。

4 その他業務実施に係る要件

(1) 守秘義務

乙はいかなる場合においても、この契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

(2) 著作権等

ア 成果品に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から28条に定める全ての権利を含む。)は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、甲より乙に委託料が支払われたときに乙から甲へ移転するものとする。

イ 乙は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証する。

ウ 成果品に関し第三者の特許権等あるいは著作権を侵害するものとして、当該第三者との間で紛争が生じた場合には乙はその責任においてこれを処理解決するものとする。

る。但し、当該権利侵害が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙は紛争解決の責めを免れるものとする。

エ 乙は、委託者の履行にあたり、成果品に関する著作権人権を有する場合においても甲及び甲の指定する者にこれを行使しないものとする。

オ 甲は、著作権法第 20 条第 2 項に該当しない場合でも、前項で著作権の譲渡を受けた著作物を必要に応じて改変することができる。

カ 上記の想定は基本的なパッケージソフト及びそのカスタマイズ、ドキュメントについてであるが、カスタマイズ部分の標準機能への取り込み等の案件については別途協議する。

(3) 特許権等の仕様

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(4) 個人情報の保護

乙はこの契約の業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記の、「別記個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 契約不適合責任

乙は導入パッケージソフトのほか、カスタマイズ実施部分又は新しく開発したプログラムに関して契約の内容に適合しないものであるときは、納品日から 1 年以内は契約不適合責任を負うものとする。

5 協議事項

(1) 本水準書に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。但し、特別な理由又は緊急を要する場合は、甲の指示によるものとする。

(2) システム構築については、甲と乙とが協力し、本稼働開始までに対応できるようにするものとする。